



2025年1月20日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 健治
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 取締役 岡崎 奈美子
電話番号 03-5224-8610
(<http://www.shinwa-wise.com>)

四半期連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の限定付結論に関するお知らせ

当社は、第36期第1四半期(2025年5月期第1四半期)の四半期連結財務諸表において、限定付結論のついた独立監査人の期中レビュー報告書を2025年1月20日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査およびレビューを実施した監査法人の名称

UHY 東京監査法人

2. 独立監査人の四半期連結財務諸表に対するレビュー報告書の内容

(1) 第36期第1四半期(2025年5月期第1四半期)の四半期連結財務諸表

受領した第36期第1四半期(2025年5月期第1四半期)の四半期連結財務諸表に係る期中レビュー報告書の限定付結論の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

限定付結論の根拠

追加情報(不適切な会計処理)に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に、連結子会社において、プライベートセールに関する不適切な会計処理が行われている疑いがあることが判明したため、2024年7月4日に外部専門家で構成される第三者委員会を設置して調査を開始し、2024年9月6日に同委員会より調査報告書を受領した。その結果、連結子会社が行った絵画等のアート作品のプライベートセール(以下、「アート売買取引」という。)の中に、売買契約締結時に売上計上されていたが、引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたことが判明した。

会社は、アート売買取引の収益の認識時点の確認のために商品の引渡時点が確認できる外部証拠である受領確認書を取引先から入手して、当該証拠の確認が出来ない場合には、入金証拠、引渡時点を特定する出張記録、システムの出庫記録等の資料に基づき、売上の計上時期の訂正を行い、第30期から第35期第3四半期までの過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を2024年11月1日及び2024年11月5日に提出した。

当監査法人は、会社が入手した受領確認書を閲覧し、商品の引渡時点を確認したが、前連結会計年度のアート売買取引の売上高16,597千円(売上総利益7,377千円)及び前第1四半期連結累計期間のアート売買取引の売上高8,818千円(売上総利益4,441千円)の計上時期について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかった。また、前連結会計年度以前に計上された売上高の計上時期について、裏付けとなる十分な記録及び資料を確認できなかった取引のうち、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間に

商品の引渡しが行われて売上計上すべき取引が含まれている可能性がある。そのため、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されているアート売買取引の売上高の期間帰属の妥当性について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

これらの影響は、前連結会計年度及び前第1四半期連結累計期間並びに当連結会計年度の第1四半期連結累計期間のアート売買取引の売上高に付随する勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

3. 期中レビュー報告書の受領日

2025年1月20日

4. 今後の対応

当社は、限定付結論に至った事由を重く受け止め、再発防止に向けた取り組みを行ってまいります。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上